

# 江戸時代の貨幣鑄造機関 (金座、銀座、銭座)の組織と役割 金座を中心として

おおぬき まり  
大貫 摩里

## 要 旨

徳川幕府の政治体制は幕府と諸藩の重層的な権力によって、農・工・商階級を支配する、いわゆる幕藩体制であった。こうした政治的な支配体制を強固なものにするために、徳川幕府は貨幣制度の確立を図り、経済的にも支配を確かなものにしようとしたと考えられる。

徳川幕府が確立した貨幣制度は金貨、銀貨、銭貨からなる三貨制度と呼ばれるものであるが、幕府自身が直接貨幣を鑄造、発行したわけではなかった。幕府は金座、銀座、銭座とよばれる貨幣鑄造機関を設立し、それぞれの座にそれぞれの貨幣を鑄造させたのである。鑄造された貨幣はすべて幕府へ上納させ、幕府は諸費用の支払いや改鑄によって必要となる新旧貨幣の引替え等を通じて、これら貨幣の発行を図った。

金貨の鑄造を一手に引き受けた金座は、ほかの座と比べて幕府から非常に厳しい管理、統制を受けていた。具体的には、貨幣鑄造工程における複数の作業員による相互監視体制、職員の採用時における誓約書の提出の義務づけ、高位役職へ就任できる家柄を限定する、などである。徳川幕府における金の位置づけの高さは、こうした金座の管理体制からも窺うことができる。

キーワード：金座、銀座、銭座、管理体制

本稿作成に当たっては、新保博神戸大学名誉教授から有益なコメントを頂戴した。ただし、本稿中のあり得べき過ちはすべて執筆者個人に帰するものである。

大貫 摩里 日本銀行金融研究所研究第3課 (E-mail: mari.oonuki@boj.or.jp)

## 1. はじめに

慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、慶長8(1603)年、征夷大將軍に任ぜられ、江戸に幕府を開いた。徳川幕府の政治体制はいわゆる幕藩体制とよばれるもので、幕府は、開幕当初は大名に封地を与えて彼らの地位を確定したが、以後は大名を転封、除封するなどして巧みに管理した。大名は幕府の支配を受けてはいたが、その領地については米などの年貢徴収権をはじめ行政権、司法権をもち、半独立の領国を形成していた。中央政権としての幕府と領国を統治する大名とによる二元的な支配制度が徳川政権の政治支配の仕組みになっていた。

このような政治体制を経済的な制度によって支えるために、幕府は、政権獲得と同時に、交通上の主要都市と唯一の貿易港長崎を直轄領に入れるとともに、主要鉱山も直轄領として接收し、また貨幣鑄造権の独占による統一的貨幣の鑄造に着手した。

徳川政権が貨幣制度の確立を図った背景には、幕藩体制という米を中心とした制度<sup>1</sup>を貨幣経済の中に定着させていくというもくろみがあったと考えられる。このような貨幣制度の導入が可能となったのは、農業生産や工業および産業の発展に伴って、各領国内において農民が町や市場で品物を売買したり、仲買人が農村に入り品物を買うことが行われるようになったことや、領主が年貢米やその他の産物を自領内だけではさばききれず、大坂や江戸など他の領国に運んで販売するようになったという、全国的な経済活動の発展があったためと思われる。

また、金銀使用が一般化していたことも貨幣制度の発達の大きな要因であった。当時の貨幣事情は、中世以来一般通貨として全国的に使用された錢貨が主体となって、これに各地の領主が発行した領国金銀が秤量貨幣として使用されていた。錢貨についてはたびたび<sup>お金のせいりばせ</sup>撰錢令<sup>せんせんじょう</sup>が出されたことからわかるように、質の悪いものが多く流通し、それが疎まれていた(中世の貨幣制度については西川[1999]を参照)。領国金銀も領国ごとに質的に差があり、取引に支障をきたすことがあった。こうした状況から、全国いずれの地においても使用できる貨幣、すなわち質的、制度的に統一された貨幣の発行が求められていたと思われる。徳川家康が幣制統一という大事業を完成しえたのは家康の手腕と幕府の強大な権力が背景にあったのは確かであるが、当時の経済社会のなかですでにこの幣制を受け入れる素地ができていたことも大きな要因であったといえる。

慶長6(1601)年5月、徳川家康は全国流通を目的とした金銀貨、すなわち慶長金銀を制定した。金貨鑄造の中心となったのは、豊臣秀吉の家臣として金貨鑄造を行っていた後藤徳乗の一門である後藤庄三郎光次(当初は橋本庄三郎)であった。以後金貨は江戸時代を通して光次が長として統轄した金座で鑄造されることとなった。

1 大名は幕府から領地(封地)を与えられ、その領地で生産される米の石高が収入となっていた。また、各大名は収入として得た米のなかから俸禄を家臣に支給した。

このように徳川家康はそれまで庶民の間で一般的に使用されていた銭貨だけでなく、戦国時代以降急速に領国貨幣として各地でとり入れられた金貨や銀貨もとり入れ、金貨、銀貨、銭貨からなる三貨制度を確立した。金貨、銀貨はそれまで重さで価値を表す秤量貨幣であったが、金貨については秤量貨幣としての使用をやめ、品位を統一し、重量においても「一分」は「一両」の四分の一と定位定量化した。また貨幣自体に「壹両」、「一分」とその通用価値が明確に表示されている。なお、銭貨の統一は、寛永13(1636)年の寛永通宝の鑄造開始まで待つことになる。

幕府は貨幣制度を確立するために、まず貨幣発行権の独占に着手する。すなわち、幕府は貨幣の私鑄を禁止して、その発行貨幣を全国各地に流通させる方策をとったのである。しかし幕府が貨幣の発行権を独占したとはいうものの、幕府内の機関において直接貨幣を鑄造し、発行したのではない。幕府は金座、銀座、銭座とよばれる貨幣鑄造機関を設立し、これを監督し、幕府が定めた方式に則ってこれらの座に貨幣を鑄造させた。いずれも幕府から特権を与えられた町人によって構成され、一種の請負方式で、幕府役人、のちには勘定奉行の厳重な監督下に、その業務を運営した。貨幣の鑄造はすべてこれら特権商人の責任において行われたが、鑄造された貨幣は原則として幕府勘定所へ上納され、幕府の発行元貨幣として準備された。この貨幣で幕府が諸費用の支払いをしたり、改鑄の結果生じる新旧貨幣の引替え等を各座に行わせたりすることによって鑄造された貨幣が市中に流通するようになるわけである。こうして貨幣発行権の独占は、徳川幕府の貨幣政策上もっとも重要な権限となり、以後貨幣政策の実施に活用されることとなる（江戸時代の貨幣改鑄については大塚[1999]を参照）。

以下では、金貨の鑄造を一手に引き受けた金座の組織、業務について整理し、銀座、銭座という他の貨幣を鑄造していた機関との違いを明らかにする。また、これら鑄造機関の管理体制を比較することによって、徳川政権下において、金座がどのような位置づけにあったのかを考察する。

## 2. 金座

### (1) 金座の組織変遷

金座は、江戸時代において大判を除くすべての金貨の鑄造を幕府から独占的に請け負った貨幣鑄造組織で、金座の役所であった後藤役所、地金の製造を担当した金座人役所、貨幣の成形を担当した吹所からなっていた。町人の集団であったため、そこで働く人々は町奉行の管轄下にあったが、組織としての「金座」は、勘定奉行の支配下におかれていた。そのため金座には毎日、勘定奉行が巡視に訪れることになっていた。「金座」は当初小判座（佐渡は小判所）と呼ばれていた。「金座」の名称が広く使われるようになったのは、元禄11(1698)年以降のことである。

金座の長は、御金改役（宝永2（1705）年までは御金銀改役）で、この職は、光次を初代とする後藤庄三郎家の世襲であった。初代後藤庄三郎光次は、慶長元（1596）年頃、徳川家康の命に従い、御用彫金師であった後藤徳乗の名代として江戸に赴き、本町1丁目（現在の日本銀行本店敷地）に居を構えた。家康は当初、光次に、武蔵墨書小判とよばれる金貨を鑄造させたが、その後、慶長6（1601）年に慶長小判、同一分金、同大判、同丁銀、同豆板銀を制定し、光次には小判座を開設させ、慶長小判、同一分金の鑄造を行わせた。慶長8（1603）年に家康が征夷大將軍に任ぜられ、江戸幕府を開くと光次は幕府の御金銀改役に就任し、以後金貨の鑄造は光次を祖とする後藤庄三郎家が長となって行うこととなった。

橋本庄三郎が後藤徳乗の命を受けて家康に仕えるにあたって、徳乗にあてて出した誓約書が『一札之事』<sup>1</sup>、『起請文之事』<sup>2</sup>として残されている。

この頃の金貨鑄造は、いわゆる手前吹<sup>2</sup>であった。これはとくに鑄造所が設けられることもなく、幕府から金貨鑄造の特許を得た「金吹き」と呼ばれる小判師が、一定の場所に集住して品位・量目等すべて御金銀改役の指図を受けつつ、それぞれの自宅において行うという方法である。小判師たちが鑄造したのは原判金であり、これが後藤屋敷内に設けられた後藤役所で検定され、後藤家の極印を打たれて初めて貨幣（金貨）となった。このように小判師たちと後藤役所との関係は請負関係で、小判師は原判金の鑄造に必要な材料は自分たちで調達しなければならなかった<sup>3</sup>。そのため、金の確保は重要で、小判師たちは下金屋<sup>4</sup>から民間にある金あるいは大名領鉱山からの金を買い入れるか、公儀吹元金（幕府直轄の鉱山からの金）を金座における入札によって入手したが、日本銀行調査局〔1974〕によると、中には産金のある藩と関係を保った小判師もいたようである。

元禄8（1695）年、慶長金が元禄金に改鑄されるにあたって新たに本郷靈雲寺近くの大根畑に吹所（鑄造所）が設立され、江戸、京都、佐渡に分かれていた原判金の鑄造を始め、後藤の屋敷（後藤役所）で行われていた検定・極印打ちの作業は本郷で一貫して行われることとなった。このようにすべての工程を一カ所で行うことを手前吹に対して直吹と呼んでいる。この時期に京都の小判師たちはすべて江戸に集められ、金貨の鑄造に従事することになる。元禄11（1698）年、本郷の吹所は廃止されたが、引き続き本町1丁目の後藤庄三郎の屋敷内で鑄造作業が行われた。

ところで、本郷に吹所を構えて以来、金座が本町1丁目に移ってから金貨の鑄造作業を一カ所で集中して行うようになった理由は何であったのであろうか。

2 『吾職秘鑑』には、「手前作り」という表現がみられる。『吾職秘鑑』は金座の小判師であった坂倉九郎兵衛が書いたとされる古文書で、金座に関するさまざまな出来事の記録や後藤庄三郎の書付の写しなどがみられる。

3 小判師は、鑄造した原判金を後藤役所に持って行き、原判金検定に合格すると後藤役所に買い取ってもらう、というかたちで収入を得ていたと思われる。

4 金銀の地金を買い集め、それを金座や銀座に売り込むことを商売とした者。

『吾職秘鑑』<sup>5</sup>によると、金貨鑄造の利潤にかかわる金座の統制のためとされている。元禄の改鑄以前は幕府から公儀吹元金が後藤家に渡されると、後藤家ではそれを小判師たちの入札に付して小判の吹き員数を定め、この吹き員数を幕府に報告して出来小判の上納を行う仕組みとなっていた。しかしこの吹き員数は小判師たちが申請したまったくの概算であって、不正確であり、幕府と後藤家の間には公儀吹元金に関する正確な吹き勘定がなかったので、幕府は改鑄にあたってその勘定を掌握する処置をとったと考えられる。この結果、小判師たちによる金の入札、鑄造請負という方法は停止され、貨幣鑄造を一カ所に集中させて管理するという方式に改められることになる。

明和2（1765）年になると、金座は金貨のほかには銭貨も鑄造するようになった。その後明和9（1772）年には金座・銀座以外の銭貨鑄造は原則として禁止された。銭座の経営を請け負ったのは、全国の有効商人がほとんどであったが、実際銭座の開設を企画したのは各地の大名と思われ、銭座経営からの利益によって大名の資力が高まる可能性があったと考えられる。こうしたことから銭座に対する幕府の管理が厳しくなり、その業務を金座、銀座が請け負うことになったと思われる。一方、金座としても金貨鑄造以外の収入源を求めて、積極的に幕府に鑄銭を願い出たのではないかと推測される。金座が兼帯した場合の収入は、金座が金貨を鑄造した場合と同様で、鑄造額の一定割合（分一金）とされていた。

慶応3（1867）年、徳川慶喜による大政奉還に伴い、翌明治元（1868）年、明治政府は金座を接收した。この後明治2（1869）年に金座が廃止されるまでの間、江戸時代の貨幣である二分金、天保通宝が引き続き鑄造された。

ところで、金座（当初は小判座・小判所）は江戸のほか、京都、佐渡、駿河にも開設されたが、金座の変遷を各地の金座ごとに見てみると、江戸では、既述のとおり慶長6（1601）年、江戸本町1丁目に開設され、その後元禄8（1695）年の元禄の改鑄を機に廃止、新たに江戸本郷に吹所（鑄造所）が開設されている。この時、京都、佐渡では小判の鑄造が中断され、小判師はすべて江戸に集められている。元禄11（1698）年、本郷の吹所が廃止され、江戸本町1丁目の後藤屋敷内に吹所が開設された。こうして後藤役所、金座人役所、吹所が同一場所となり、以後「江戸金座」とよばれるようになる。また、京都小判座、佐渡小判所は江戸金座の出張所として位置づけられ、京都金座、佐渡金座となった<sup>6</sup>。

5 『吾職秘鑑』については（注2）参照。

一御金御用之節は吹金御渡シ被遊則小判師共入札ヲ以位付為致何程小判出来仕候と申儀員数極置手形差上小判出来之上右之員数程上納仕候得は最前之手形と引替申候二付御勘定と申儀は不仕候元禄年中は吹直シ候出目金等御座候二付始而御勘定仕候儀被仰付候御用等は不及申所々より買取候吹金等茂運上差上申儀は無御座候以上

午五月

後藤庄三郎

6 両金座が江戸の出張所として位置づけられたのは、いずれも規模が江戸に比べ小さく、また金貨の鑄造も継続的に行われたわけではなかったこと、前述のように、幕府が金貨を改鑄する際には、職人は江戸に集められて作業に従事したこと、などの理由による。

『京都金座人由緒書』(木村[1931]所収)によると京都は、江戸と同じ頃開設されたとされる。元禄8(1695)年にいったん小判の鑄造を中断するが、元禄11(1698)年からは江戸の出張所として鑄造を再開した。

西脇[1991-1992]によると佐渡小判所は、元和7(1621)年頃に金貨鑄造が開始され、元禄8(1695)年、小判の鑄造をいったん中断し、元禄11(1698)年江戸金座の出張所となり、文政2(1819)年、元文金の鑄造停止をもって廃止された。

駿河小判座は、慶長12(1607)年、家康が駿河に隠居したのに伴って開設された(木村[1931])。駿河小判座は、その後慶長17(1612)年に駿河銀座が江戸に移転した(『金銀座書留』、日本銀行調査局[1974]所収)のと同時に小判座も江戸に統合されるかたちで廃止された(日本銀行調査局[1974])とされているが、家康が死去した元和2(1616)年頃、廃止されたとの見方もある。

## (2) 金座の職制

後藤役所には御金改役とその雇い役人であった手代等が、また金座人役所には金座人とその雇い人が執務し、吹所では吹所棟梁が金吹職人を指揮、監督し、それぞれ金貨の鑄造にたずさわった。基本的には、貨幣地金の製造は金座人役所の職場で、貨幣の成形は吹所の担当であった。しかし、このように職域は分かれてはいたが、実際の鑄造作業にあたっては、複数の組織の職員が共同で行い、不正が行われないよう相互監視の体制がとられた。例えば、地金の製造は金座人役所の職人が行うが、金座人だけではなく、後藤役所役人も立ち会ったのである。

御金改役は、後藤役所、金座人役所、吹所からなる金座の長で、この職は後藤庄三郎家の世襲であった。後藤庄三郎家が断絶したあとは、三右衛門家(庄三郎家の分家)、吉五郎家(大判座後藤家)が引き継いだ。後藤庄三郎光次が御金銀改役の初代としてその職に就任したときは、役名通り金銀についての改役を勤め、文字通り金銀に関するいっさいの事項を管掌していた。しかし2代目庄三郎廣世以降は銀に関する管理が徐々に少なくなり、宝永2(1705)年には職名から銀がはずれ、御金改役となった。金についての権限も金座が直吹になってからは鑄貨材料の山出し金の品位鑑定についてはその管掌をはずされたが、これは金座が地金について不当の品位をつけて不正を行うことを防止するためだったといわれている(鈴木[1923])。

しかし、御金改役は引き続き金地金・古金の鑑定はもちろん、新鑄貨幣の鑑定に絶対の権限を有しており、金貨は御金改役の鑑定を経たうえ、その極印が打たれなくては通貨として発行されることはなかった。また、幕府の行う改鑄政策にもしばしば参画し、意見を具申するなどその影響力は大きかった。

文化7(1810)年に御金改役11代の光包が不正を問われて三宅島に流罪になったのに伴って庄三郎家は断絶し、御金改役の職も同家をはなれた。その後は庄三郎家の分家で、当時銀座年寄役を勤めていた後藤三右衛門家の7代目方至が就任した。方至の養子<sup>みつあきら</sup>光亨も御金改役に就任したが、弘化2(1845)年、政治を誹謗し、奢侈を尽くした罪により死罪となり、三右衛門家はとだえた。その後御金改役には大判座後藤家の後藤吉五郎が任命された。吉五郎は最後の御金改役となった。

後藤役所には年寄役、改役、並役、役所詰、役所詰雇人、役所付などの職階があり、兼職として極印彫刻方、金見役があった。この職階はさらに細分化され、例えば年寄役の階層のなかには、本役、同格、同勤方、同過人があった。役所詰以上は正規職員で役人と呼ばれ、限られた家柄の嫡子が世襲的に就任した。役人は手前吹の時代から、御金銀改役の部下というより、むしろ後藤庄三郎の配下で、庄三郎が自己の責任において召し抱えた者であった。直吹となった後もこの関係は変わらず、役人は御金改役の直轄下におかれ、その職も幕府によって任命されたのではなく、御金改役が必要に応じて任命したものであった。したがってこれらの役人は後藤役所手代とも呼ばれ、御金改役の名代的な役割を果たしていた。

役人の人員は一定ではなかったようで、明和年間（1764～1772）には江戸詰20名、京都詰10名、佐渡詰13名であった（鈴木 [1923]）。文化7（1810）年には、江戸詰21名（年寄役3名、改役4名、並役9名、並役見習2名、役所詰3名）、京都詰は12名（年寄役2名、改役2名、並役5名、役所詰3名）、佐渡詰は8名（年寄役1名、改役2名、並役4名、役所詰1名）であった（『金局秘記』<sup>7</sup>・38、塚本 [1923] 所収）。

金座人<sup>8</sup>は金座の事務官および技官で、金座人の長である年寄役、勘定役、平役といった職階があり、兼職として検座人（金見役）があった。金座人役所も後藤役所と同様に職階のなかは細分化されていた。これらの職は、正規職員で座人と呼ばれ勘定奉行の支配下におかれたので、任命は勘定奉行が行った。後藤役所役人とは異なり、諸役は一代限りで、世襲職ではなかったが、座人に任命される家柄は20戸に限定され、家柄は代々引き継がれた。

金座人の人員は一定してはいなかったが、明和年間は江戸詰25名、京都詰39名、佐渡詰1名（鈴木 [1923]）、文化7（1810）年時点では、江戸詰10名、京都詰10名、佐渡詰5名の合計25名であった（『金局秘記』・39、塚本 [1923] 所収）。このほか金座人役所には座人勤向、手伝などの職員が勤務していた。これらの職員は座人以外の家柄の者で、勘定奉行直轄ではなく、年寄役の配下におかれていた。

後藤役所役人と金座人は、年寄役相互、改役と勘定役、並役と平役がそれぞれ同格の待遇で、ほぼ同内容の職務を担当しており、この結果鑄造作業に双方が立ち会うなど、相互監視させることによって不正を防止した。

吹所は、貨幣鑄造の全般を担当しており、吹所職人の長である吹所棟梁のもと小頭、平職人といった職階があった。小頭は年功者から5、6名が登用された。吹所棟梁の定員は10名以内とされたが（鈴木 [1923]）、文化7（1810）年時点では、江戸詰2名、京都詰2名、佐渡詰2名の合計6名であった（『金局秘記』・39、塚本 [1923] 所収）。小頭、平職人等の職工に定員はなく、改鑄の規模によって増減した。1日の貨幣鑄造高が5万両程度であった場合、職工は400～500人とされたようである（鈴木 [1923]）。

7 金座の公的記録文書のひとつ。文政8（1825）年以降書き継がれていった。

8 「金座人」とは、金座の職員全体をさし、「座人」は金座人のなかで平役以上の高職位に就いた職員をさす。

### (3) 金座の業務

金座は金貨鑄造業務に関連して、上納金の鑑定、金貨の包封、新旧金貨の引替え、金の買収および取締まりなどを行ったほか、のちには鑄銭定座の兼帯および銭座の取締まりを行った。

幕府直轄の鉱山はもちろん、諸大名支配の鉱山も、その産出金は金座において品位の鑑定を受けなければ、これを上納金として幕府へ差出すことができなかった。当初、この鑑定は御金銀改役の職務とされ、後藤役所で行われたが、元禄以降は金座人の専管となり、御金改役はこれに立会い、その報告を受けて勘定奉行に上申することとされた。これは金位をめぐる不正の防止のためであった。金位鑑定は金座の特権であり、利権に直結していたため、金座では金位をめぐる不正がたびたび発生し、御金改役、後藤役所役人、金座人が処分されることがあった。全国諸鉱山から集められたこのような上納山出金は、鑑定ののち、封印されて御用蔵に納められたが、鍵には勘定所役人と御金改役が封印をし、鍵は御金改役が預かることになっていた。御用蔵を御金改役が預かったのである。これが上納金の鑑定業務である。

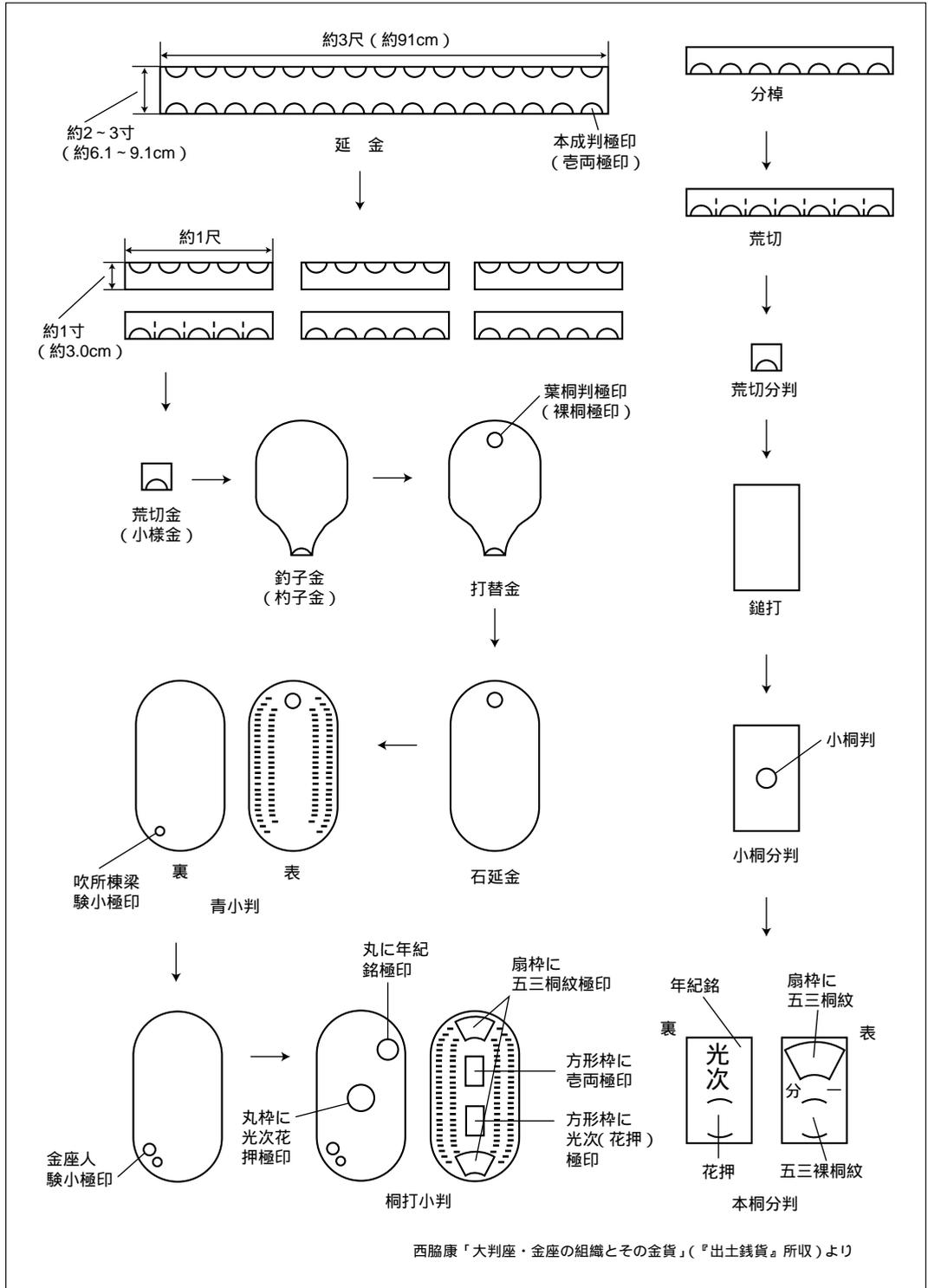
上納金に金貨が使用された場合は、後藤役所において鑑定が行われた。金貨については御金改役がその全責任を負っていたからである。鑑定ののちの包封も後藤役所の任務であった。この包は後藤包(金座包)といわれるもので、一般に小判は百両包、一分金は五十両包が主であった。包方、封印の手法、使用印などはすべて幕府の許可を得た一定の方式をとっていたようである(日本銀行調査局[1974])。

幕府が金座に新定金貨を鑄造させるにあたっては、まず鑄造する金貨の品位、量目を指示して試鑄させ、その後形状、色合い、極印などの貨幣の一般様式を決定した。これを試し吹きといい、この様式金貨をのちに新鑄貨幣の検査における手本貨幣とした(日本銀行調査局[1974])。

金貨の鑄造は大きく分けて、貨幣地金の精錬・製造工程と貨幣の成形工程とからなるが、前者は金座人役所の職域とされ、後者は吹所棟梁の担当において行われ、後藤役所、金座人役所共同の職域であった。作業はいずれも吹所において行われ、吹所にはこれらの作業場が区分して併設された。できあがった金貨は精密な検査ののち、包封されて上納され、ここにおいて本格的な金貨となった。ここで、瀧澤・西脇[1999]に基づき金貨の鑄造工程(図1参照)を詳細にみていく。

金座の精錬工程では、必ず後藤役所役人、金座人が立会い、現場で厳重に監視し、工程ごとの品位、量目、形態の検査はまず金座人が、つづいて後藤役所役人が実施した。金貨の鑄造は、後藤役所が集めた古金貨、山出し金銀、輸入金銀などの鑄造材料を金座人配下の吹大工、番子(ふいご吹き職人)などが溶解し一定の品位になるまで精錬し、「焼金」に鑄造する工程から始められた。「焼金」はいったん棹状に凝固され、品位検査を受けた後、再び溶解して精錬する「大吹寄」、「小吹寄」を経て、蠟気、銅気を除去し、規定の品位を持った「棹金」となった。「棹金」は打ち延ばされて「延金」となり、これが後藤役所役人に提出され、量目が規定通りであれば合格の極印として中央に「大桐」極印が打刻された。この際の品位検査は、規定品位をもって薄延金に鑄造された「手本金」と照合された。この「延金」は再び

図1 元文小判、元文一分金の細工工程想定図 佐渡金の記録による



西脇康「大判座・金座の組織とその金貨」(『出土銭貨』所収)より

金座人に渡され、極印の中央で切断した二分の一片をさらに切断して四分の一片として後藤手代が銅気と品位の検査をした。これに合格すると、残る二分の一片の延金の周縁には「桐」極印が綿密に打刻され、これを「定法成金<sup>じょうほうなりきん</sup>」と称し、金座人に渡され、細工が命じられた。

金座人が「定法成金」を受け取ると、一両の量目にあわせながら、しかも「桐」極印が必ずひとつは残るように切断する「荒切」をし、これを吹所棟梁に渡した。吹所では極印のない片方を打ち延ばし、「杓子小判」に加工して後藤手代に提出した。ここで「小様<sup>こためし</sup>」職人によって一両の量目に合わせる「中様<sup>なかためし</sup>」を経て、合格すると杓子面上端に「葉桐<sup>はぎり</sup>」極印が打たれ、吹所に戻された。吹所では完全な小判型に打ち延ばし、表面に打ち目を打ち、裏面の左下端に棟梁が自らの小驗極印<sup>しんだめし</sup>を打刻し、金座人に渡された。金座人は最終的な計量である「真様」を行い、検査に合格すると、棟梁の小驗極印の上に並べて自らの小驗極印を打った。これで「青小判」が完成し、後藤手代に渡された。そして後藤の「小様」検査に合格した小判は、「桐打」と称し、表面の上下端に「桐」極印、中央の上部に「壹両」、下部に「名判<sup>なはん</sup>」（「光次」とその花押）極印を、裏面の中央には「花押」極印、上部左右いずれかに「造られた元号を表す文字」極印が打刻され、再び金座人に戻された。なお、形態のよくない「桐打小判」は吹所に渡され、極印面を避けながら整形する「端打<sup>はしうち</sup>」が実施され、やや幅広の小判となって戻された。こうして小判は細工所で吹所職人が吹灰で磨く「胴摺<sup>どうずり</sup>」が行われ、さらに表面の銀分を除去して金色を引き出す「色付け（色揚げ）」が施された。これは「色付葉」を付け火で焼き、「切葉<sup>きりくずり</sup>」で磨き落とす「塩摺<sup>しおずり</sup>」が数回繰り返され、最後に磨かれ、完成するというものであった。このようにしてできあがった「色小判」は後藤役所役人に渡された。こうして最終検査に合格した小判は、百両単位で包封され、勘定所に上納された。なお、「青小判」、「色小判」であっても量目不足で「小様」に合格しなかった「軽小判」には「打込<sup>うちこみ</sup>」をして金目を補った。

#### （４）金座の内部管理

このような業務を行っていた金座においては次のように厳しい管理体制がとられていた。

「職人の雇い入れに際しては貨幣の製造方法、発行高等を口外しないことを約束した血判起請文を金座の勘定役、後藤役所の改役の立会いのもと、職人に提出させることが義務づけられ、出入りの鑑札が交付された。新規改鑄には、後藤は勘定所で誓紙血判を、後藤手代、金座人、吹所棟梁は後藤あてに血判起請文を、それぞれ提出したとみられる」（木村 [1931]）。

鑄造期間中は、勘定所から奉行、勘定吟味役、勘定組頭、および金座掛の勘定衆が毎日出向しており、町奉行も毎月数回は巡視に訪れた。勘定衆の重要な職務に、古金の引き渡し、差銀<sup>さしぎん</sup>（金貨を鑄造するとき混合した銀）の秤量、金貨の包封への立会いがあり、御金箱への金銀納入の際には、後藤手代年寄筆頭、金座人年寄筆頭の2名とともに立会い、御金箱に封印した（瀧澤・西脇 [1999]）。

金座の経理書類には、「日記」、「御触留」、「御金吹方御勘定帳」、「吹入帳」などがある。簿記を担当したのは金座人の平役で、それを勘定役が検算し、年寄役筆頭の改めを経て検印が押され、勘定衆の検閲にまわされたと思われる（瀧澤・西脇 [1999]）。

就業に際しては、職人は出勤すると一人ずつ鑑札を中門番に提示して照合を受け、鑑札を小役人に渡し、弁当を持参して入場した。鑑札は木製で、金座職人のものは表面に丸枠に「金」の焼印、吹所職人のものは表面に丸枠に「吹」の焼印があった。弁当箱も同様な焼印が押してあるものが貸与された。構内ではまず自服を脱ぎ、役服に着替えた。退出にあたっては、役服を脱ぎ、勘定衆と後藤、および手代、金座人年寄筆頭の立会いのもと身体検査を受けた。検査は手代が水を汲み、これを職人一人一人が口に含んでうがいをし、口の中に金銀が隠されていないことを証明した。次に手代によって金篋でまげのなかを改められ、最後に丸竹をまたいで退出した。最後に自服を着用し、弁当箱が返却された（瀧澤・西脇 [1999]）。

#### （5）金座の収支

金座は、金貨を鑄造するごとに幕府からその鑄造高に応じて手数料を受けた。これを分一金ぶいちきんという。分一とは、百分の一の意味で、初代後藤庄三郎光次が、徳川家康から慶長金の鑄造を命じられたとき、出来高1000両につき、10両を鑄造諸雑費として下賜されたのに始まった名称である。もっとも手前吹時代、幕府から庄三郎に下付された分一金、つまり金子は出来金1000両につき10両で計算された諸雑費であったが、このほか金吹費および小判細工費用として、それぞれ出来金10両につき5分および1分9厘4系の金目を下賜されていた（日本銀行調査局 [1974]）。直吹となり、前者は金座人役所、後者は吹所がそれぞれ分担することになったのに伴って、これらの金目は貨幣に換算され、それぞれに直接分与されることとなった。したがって金貨鑄造の実際の費用は、御金改役、金座人、吹所と3分割され、しかも金子に統一されたので分一金の観念はなくなったが、名称だけが残りそれぞれ分一金とよばれるようになった（日本銀行調査局 [1974]）。『金位並金吹方手続書』きんいならびにきんぶきかたてつづきしょによると、元禄金以降元文金までの金座の分一金は、鑄造高1000両につき後藤役所10両、金座人役所10両2分、吹所4両と分与されたようであるが、『金局秘記』（塚本 [1923] 所収）によると、文政12（1829）年には後藤役所7両、金座人役所7両1分永100文、吹所3両1分永75文であった。なお、慶長金、宝永金、正徳金以外の金貨は品位が劣っていたので、吹所に対し、仕上げの色付け用薬品代として鑄造高1000両につき永750文がその分一金に加えられた。このように分一金は、貨幣鑄造に必要な器具、消耗品、光熱費、雇い人・職員の雇用費等を含んでいたが、後藤役所においてはその15～20%が御金改役に、また金座人役所においてはその30～50%が金座人に分配された（日本銀行調査局 [1974]）。

このほか、収入としては、手当金があったがこれは、勘定所から金座に交付された経費を差し引いて手代、金座人、吹所棟梁に支給された。文化7（1810）年では、手代のうち年寄は江戸詰が30両、京都詰が25両、佐渡詰が20両、改役は江戸詰が20

両、京都詰が17両、佐渡詰が15両、並役は江戸詰が15両、京都詰が12両、佐渡詰が10両2分などであった。金座人は座人10両、吹所棟梁は10両であった（『金局秘記』・40、塚本〔1923〕所収）。

一方、金座は分一金の一部を冥加金として幕府に上納していた。冥加金がいつから上納されるようになったのかは明確ではないが、『金局秘記』（塚本〔1923〕所収）によると、文政元（1818）年に文政真文二分金の分一金が定められたのに伴って、金座人役所は当初からその分一金の20%、吹所は文政2（1819）年からその分一金の10%をそれぞれ冥加金として上納したようである。冥加金は江戸時代における納税の一種で、本来上納者が自発的に上納したもので、その上納額は上納者が幕府に請願して決定されたものであった。したがって、金座の冥加金は銀座の納めた運上金のように幕府の命じた上納額を貨幣鑄造の都度納めたのではなく、鑄造事情の繁閑ないしは鑄造費用の多寡を考慮し、金座の判断により上納された（『金局秘記』・76、塚本〔1923〕所収）。いずれにしろ、分一金、冥加金については、金座と幕府の間に微妙な駆け引きが存在したと思われる。

手代、金座人、吹所棟梁は個別に非常用の公金を備蓄していた。これを除金という。始めは積金とも称された。文政元（1818）年には、分一金のうち手代は50%、金座人は10%、吹所棟梁は5%を充当している（瀧澤・西脇〔1999〕）。

### 3. 銀座

#### （1）銀座の組織

銀座は、幕府の御用達町人によって組織された江戸時代の銀貨鑄造所で、銀遣いが行われていた関西に幕府の統一銀貨を供給することを目的として慶長6（1601）年に伏見に最初に開設された。この伏見の銀座は慶長13（1608）年に京都に移転されている。田谷〔1963〕によると京都のほか、慶長11（1606）年には家康の隠居地である駿府、慶長13（1608）年頃には大坂にも銀座が設立されたようであるが、前者は慶長17（1612）年に江戸に移転しており、また、後者は銀貨の鑄造を目的としたのではなく、京都銀座で必要な銀を生野、石見などの銀山から買い集め、京都に送ることを役目としていたと思われる。

銀座は初期においては老中の、ついで留守居役の、最終的には勘定奉行の支配を受けたが、金座同様幕府の官営ではなく町人による請負方式であった。銀座は銀貨の鑄造に関し幕府の特許を得て事業の運営にあっていた銀座人<sup>9</sup>（事務所を銀座役所という）と銀貨の鑄造、極印打ちおよび上納銀の包封を行っていた大黒常是（作業所を銀吹所という）から構成されていた。

慶長19（1614）年から元和の頃にかけては長崎にも銀座が開設された。長崎でも銀貨の鑄造は行われておらず、異国船が持ち帰る代銀を改め、鑄貨材料となる灰吹

9 「銀座人」は、銀座の職員全体をさし、「座人」は銀座人のなかで平役以上の高職位に就いた者をさす。

銀が持ち出されないように監視していた。貨幣としての銀貨は江戸と京都の二カ所の銀座でのみ鑄造されていた。

銀座は幕府の貨幣鑄造機関としてその改鑄政策に協力し、初期においては幕府から銀貨の鑄造業務に関するいっさいの権限を与えられ、銀座人、銀吹人等は種々の特典や待遇を得ていた。幕府は中央政権確立という政治的大方針に沿った貨幣統一の支柱として銀座を活用することとしており、銀貨の鑄造を増大するという銀座の事業姿勢には全面的に協力した。しかしやがて幕府は銀座を貨幣統一に対する協力者ではなく、改鑄によって出目を得るためのいわば財政収入に対する協力者としてとらえ始めるようになるが、一方銀座は、公的事業の役割を忘れ、独自の利潤追求に走っていった（日本銀行調査局 [ 1974 ]）。この結果、幕府は銀座に対する支配を強化し、次第に銀座の運営に干渉するようになった。寛文3、4（1663、1664）年に、銀吹き分けの量を少なく申告するという銀座の不正事件の発生をきっかけに、以後銀座において無役の場合は座分配当を認めない、銀座の内部組織に関する定書を提出させる、銀座年寄の選任について監視する、座分配当状況を提出させるなどの形で、幕府は銀座の統制を強めていった。さらに、元禄の改鑄（1695年）の際には、鑄造作業は江戸一カ所に集中され、勘定奉行の直接監督下に置かれることになった。

寛政12（1800）年、幕府は銀座人を一新するとともに銀座における貨幣の鑄造を江戸に集中し、銀座を幕府直営の事業とする大改革を実施した。この結果銀座は御用達町人による銀座役所から公儀の銀座役所となった。

同年11月から行われた明和南鐐二朱銀（それまで秤量貨幣であった銀貨が計数貨幣へと変化したもの）の増鑄は勘定方役人が付き切りで行われ、また、翌年には江戸の銀座は京橋から蠣殻町へ移転させられた。さらにこれ以後銀座の貨幣鑄造は江戸のみに限られ、京都、大坂の銀座は新旧貨幣の引替え、潰し銀等の買い上げ、丁銀・豆板銀の封装などを業務とし、長崎の銀座は廃止された。

このような組織の変化ならびに幕府による銀座管理の変化は、銀貨が明和期（1764～1772）に入って新しい局面を迎えたことと無関係ではないだろう。すなわち、明和2（1765）年の明和五匁銀に始まり、それに続く明和9（1772）年の明和南鐐二朱銀という計数貨幣の発行が開始されたことは銀貨の大きな変化であった。明和南鐐二朱銀は文字どおり金貨の単位が与えられており、金貨の補助貨幣として位置づけられるものであった。このため「金代り通用の銀」（田谷 [ 1963 ]）として他貨幣との交換その他まったく金貨と同様に扱われた。これは、一定銀量をその実体価値以上に通用させる一種の出目獲得といえる（三上 [ 1989 ]）。

## （2）銀座の職制

慶長6（1601）年の銀座設立は、幕府が徳川氏の縁者、豪商など10人を頭役に任命し、銀座人とし、堺の銀吹師湯浅作兵衛（大黒常是）を銀吹人として特命したのに始まる。この当時は金座を管理していた後藤庄三郎光次が御金銀改役として銀座も管理していた。以後、銀座人は後藤庄三郎の関係者、大黒常是の縁故者なども勘定役や平役として加わるなど、座人の人数は一定ではなかったが、元禄5（1692）

年には47人、延享2(1745)年には60人、安永8(1779)年は56人、天明4(1784)年には59人であったといわれる(田谷[1963])。頭役はのちに年寄役に、勘定役は大勘定役と戸棚勘定役に、平役は戸棚役と平役にそれぞれ分けられ座人家筋の者はその才能、器量、家柄などに応じて任ぜられた。このほか銀座人ではなかったが、重要な銀座の職員で、銀の鑑定を主な職務とし、銀貨鑄造の際には銀と銅の取組を担当した銀見役がいた。この役は銀の鑑定という特殊な職務のため、跡目相続は許されず、一代限りで、銀座年寄によって取りたてられた(田谷[1963])。

湯浅作兵衛は慶長3年伏見に召し出され、御銀吹役・御銀改役を命ぜられるとともに、大黒の名字を拝領し、以後大黒常是と名乗った。常是の極印銀は法定銀とされ、その鑄造は常是の家職となった。

### (3) 銀座の業務

銀貨を鑄造し、極印を打ち、包封していたのは銀吹所であり、当初は大黒常是が担当していた。銀座役所の長である年寄が一代限りであるのに対して、銀吹所の長である大黒常是は代々世襲された。銀座の場合は、大黒常是が銀座の銀吹きを担当したので銀座はひとつの組織ととらえることができ、この点が金座(金座は後藤役所と金座人役所はまったく独立した関係にあり、金吹き作業は共同で行っていたため相互に監視する体制となっていた)と組織のうえで異なる。

銀貨鑄造の作業は、灰吹銀の受入れ、鑄造、包封に分けられる。

まず、吹銀の受入れは、銀座が自ら私領銀山や一般銀市場から買い入れる場合(このようにして入手された銀を買灰吹銀という)と、公領銀山からの上納銀を鑄貨材料として銀座が預かる場合(公儀灰吹銀という)があった。銀座が灰吹銀を買い入れる際は、銀座役所内で銀座人が立会いのうえ目方改めが行われ、その後銀見役によって品位が鑑定され、位付が行われた。

銀貨の鑄造工程には、取組、吹立<sup>ただし</sup>、糺吹、仕上げがあった。

取組とは地金の配合を行うことで、銀座人の立会いのもと、銀見役が位付した灰吹銀を秤量し、定められた品位となるように差銅の量を定め、灰吹銀と銅が配合された。

吹立は、常是吹所において湯入れ、極印打ち、丁銀鈍<sup>なま</sup>しという3工程で行われたが、すべての工程で銀座人が立ち会った。定められた品位に配合された銀を溶かしたものを湯といい、これを型に流し込むことを湯入れといった。極印打ちは常是の最も重要な役割で、常是極印役によって行われ、極印の打ち方、順序等すべて定められていた。丁銀鈍しとは丁銀を熱し、梅酢につけて銀色を鮮やかにすることで、常是手代鈍役によって行われた。

糺吹は、銀貨の差銅割合が正しかったかどうかを確かめることで、常是手代重役立会いのうえ、銀座糺吹所で行われた。糺吹用銀は鉛を用いて吹き戻され、含有上銀の目方が改められた。この立会いは極印打ちとともに大黒常是の重要な役目であった。銀貨の品位を均一にするために行われたものではあったが、常是が銀座の取組を牽制する手段ともなったのである。

仕上げはいわゆる磨上げで、熱した梅酢に入れて磨いた後、水洗いし、布で拭いて仕上げた。

仕上げられた銀貨は、常是包所で常是手代包役によって500匁ずつに包封された（これをいわゆる常是包という）。常是包は、包方、封印の押捺方、包の上書き方等等すべて勘定所へ届け出た方式で行われた。

#### （４）銀座の収入

銀座の収入は大きく分けて、自家営業による収入と鑄造高の一定割合（分一銀）であった。自家営業による収入とは銀座が一般市場ないしは私有鉱山から買い集めた灰吹銀から銀貨を鑄造し、これを流通市場に放出して得る収入である。分一銀とは幕府領有の鉱山からの灰吹銀ないしは上納銀から銀貨を鑄造した場合に、幕府から銀座に対し一定の割合で支給される鑄造諸雑費である。銀座は本来自家営業を前提として発足したので、初期における銀座の収入は前者がほとんどであった。しかしこの収入は徐々に減少する傾向にあった。これに対し分一銀は寛永以降に増加した。とくに元禄以降は貨幣鑄造のための銀が回収された旧貨幣であったため分一銀の割合が増加し、銀座の収入の主体となった。そのため幕府に対する分一銀率の変更交渉は銀座運営の重要な業務となった。分一銀率は銀貨鑄造高に対して定められたが、その率は慶長、元禄、宝永と増加した。正徳で慶長の率に戻ったが、元文からは再び増額された（日本銀行調査局 [ 1974 ]）。

利益の銀座人への配分は一定の方式によっていた。銀座人には一定の持歩があり、これを座分ざぶと叫ぶ。利益はそれぞれの持歩に応じて分配され、これを座分配当と叫ぶ。寛文5（1665）年に定められた座分は、年寄役10歩、大勘定役10歩、戸棚勘定役7歩、戸棚役6歩、平役5歩または3歩であった。このほか、銀座人ではなかったが銀見役は5歩であった（田谷 [ 1963 ]）。この利益配分の制度は寛政12（1800）年の銀座の大改革まで続いた。

大黒常是は、銀座の開設と同時に銀吹所を任されていたが、銀座とは別に各地から灰吹銀を集めてこれに銅を加えて極印銀に吹き立てるという本来の家業を続けていた。そのため大黒常是の収入は、自家営業収入と銀座からの収入であった。常是が銀座から得た収入は、当初吹賃と座分配当であったが、のちに掛糺料、包極料も収入に加わった。吹賃とは、銀貨鑄造における常是の必要とする諸道具料、工員の賃金等といった費用で、銀座の分一銀のなかから一律同額が支給された。このため銀座の分一銀が増額されても吹賃は変わらなかった。座分配当については、田谷 [ 1963 ] によると正徳5（1715）年頃は10歩の座分配当を得ていたようである。掛糺料は、計数銀貨が鑄造されたとき、大黒常是は目方改めのみを行ったので吹賃ではなく掛糺料が支払われた。包極料は銀貨の包封による収入で、常是の経済的困窮の対策として考え出したものである。明和以降は常是の主な収入源となった。

## 4. 銭座

### (1) 銭座の組織

銭座は、江戸時代に銭貨の鑄造を行った幕府の貨幣鑄造機関で、一般に幕府から銭貨鑄造に関する独占的な特権を与えられていた町人で組織されていた。そのほとんどは請負事業として行われたが、のちには特殊な銭座として、幕府や藩の直営で行われたものもあった。銭座はふつう、銭貨を必要とする場合に限り鑄造量や鑄造期間を定めて一時的に開設されたもので、その条件が達成されると自動的に閉鎖されることとなっていた。したがって請負人は、銭座開設のつど幕府から鑄銭に関する特権を与えられた。銭座は勘定奉行の支配を受けたが、銭座の請負はその統制の方法により、その経営方式に二つの時期に分けられる。すなわち、統制の強化された明和期を境としてそれ以前は主として公募による一般請負事業として経営されたのに対して、それ以後は幕府の命により金座および銀座がその兼帯事業として行った。

鑄銭が幕府の本格的な事業として開始されたのは寛永13(1636)年で、江戸および近江坂本に開設されたのが最初の銭座であった。その後銭貨の需要増大に応じて鑄銭事業も拡大し、銭座も全国各地に設けられた。請負人は、初期には金・銀座人、呉服師、糸割符仲間等、幕府の御用商人の出願による者が多かったが、のちには銅山経営者、貿易商等一般有力商人の公募に応じた者が大勢を占めた(日本銀行調査局[1974])。

銭座は町人による一般的な請負を主体としたが、その開設期間が短く、しかも請負人が激しく交替したこともあって、銭座に対する幕府の取締まりは金座・銀座のそれに比べれば緩やかなものであった。しかし、国内産銅の減退が著しくなった元文の頃からは、貿易用銅の確保を目的とした銅の取締まりが強化され、銭座に対しても産銅状況をみてその開設を許可するなど、しだいに取締まりが行われた。明和期以降は非常に厳しい統制となり、金座・銀座の兼帯による銭座設立となった。

### (2) 銭座の職制

銭座は鑄銭に関する公儀の役務を取り扱い、勘定所との交渉にあたった銭座役所と、鑄銭作業のすべてを行う鑄銭所とからなっていた。両所は普通、同一の場所に設けられたが、銭座によっては鑄銭所を二カ所以上設けたものもあった。銭座の請負人つまり銭座人は銭座役人と称し、銭座の事務や鑄造作業を分担したことはいうまでもないが、金座・銀座のような複雑な座人職制<sup>10</sup>は設けられていなかった。

### (3) 銭座の業務

鑄造工程は、大吹所で銭貨の地金を鑄造し、できあがった地金を銭吹所に回し、そこで鑄銭・仕上げを行うというものであった。

10 職位の制度のこと。

#### （４）銭座の収入

銭座は銭貨を鑄造し、これを流通市場に売払って利益を得ていたが、この利益の一部は運上（鑄造高の5～20%、10%前後の場合が多い）として幕府へ上納した。上納の割合は、鑄銭の時期、鑄造する銭貨の種類等によって異なっていた。銭座の事業が金座・銀座の兼帯事業となると、金座兼帯の銭座については運上の制は廃止され、金座は一定の吹方入用を受けて請け負うこととなった。

このように請負による銭座にあたっては、その収入は、出来銭売払代から鑄銭材料の購入費、鑄銭職人の賃金等を含む鑄銭諸入用と運上高を差し引いたものが一般的であった。銭座における銭貨の売払いは本来すべて幕府の指示に従って行われるものであったが、売払価格の決定ないし変更にあたっては、銭座と幕府との間に微妙な交渉が行われ、これが銭座運営における重要な業務となっていた。また銭貨の売払いは、銭両替、銭屋、一般庶民に差別なく行われるものであったが、銭座によっては有利な取引のできる売払先を選定していたようである（日本銀行調査局 [1974]）。

銭貨の売払値段は、鑄造された銭貨が他の金銀貨と公定相場が定められている場合はその相場に従ったが、金・銀・銭貨の改鑄により公定相場が立ちがたい場合は市場相場によることとされ、元禄期以降は市場相場による取引が一般的であった（日本銀行調査局 [1974]）。

しかしながら銭貨の鑄造は銭貨の払底時あるいは銭相場の高騰時に行われたので、銭貨の売払いに対しても事情に応じた幕府の銭貨政策が講じられることが多く、銭貨売出しの制限ないしは銭貨相場を下回る売払値段の強制などが行われた。例えば元文期（1736～1741）には、諸士町方へは1両に銭2貫850文、幕府へは1両に銭3貫500文の売払いであった（日本銀行調査局 [1974]）。元文元年の銭相場が1両に2貫830文から3貫文（吉川 [1991]）となっていたことからすると、銭は安く売払われていたことがわかる。

このような売払いの事情にあつては、銭質を落とした大量の銭貨を鑄造することで、収入を大きくすることが可能であった。明和5（1768）年は寛永通宝真鍮4文銭、天保6（1835）年には天保通宝銅百文銭が発行されている。金座兼帯による鑄銭定座の収入は、金座業務同様、吹方入用つまり分一金として交付される定額のものであった。これに対し銀座兼帯による真鍮銭座は、その請負方式は従来の請負銭座と同様の収入が期待できた。

## 5. 幕府による三座の管理体制

これまで江戸時代の貨幣制度とそのなかで貨幣の鑄造という重要な役割を果たしてきた金座、銀座、銭座それぞれについてみてきたが、徳川幕府が各座をどのように捉え、位置づけていたかを比較検討することによって各貨幣に対する徳川幕府の考え方が理解できるのではないかと思われる。

表1 金座、銀座、銭座の管理体制比較

	金座	銀座	銭座
開設場所	江戸（本局）、京都、佐渡。 ごく初期は駿河にも開設。	江戸（鑄造）、京都（鑄造）、大坂、長崎。 1800年以降鑄造は江戸のみ。	全国各地。
開設時期	1590年代から領国通貨としての金貨の鑄造を開始。 1601年慶長金制定。	1601年	銭貨の必要に応じ、鑄造量、鑄造期間を定めて一時的に開設。
廃止時期	1869年	1869年	1772年
管轄	勘定奉行	勘定奉行	勘定奉行
運営者・事業形態	金座による独占的な請負。	幕府御用達町人による請負。 1800年以降は幕府直営。	開設出願者による請負。まれに幕府直営、藩直営。 1772年以降、金座・銀座のみによる兼帯。
組織構成者	町人	町人	町人
組織	御金改役（後藤家世襲）を長として後藤役所、金座人役所、吹所。	事務方の銀座役所（世襲ではない年寄が長）と鑄造・極印打ち作業をする銀吹所（世襲制の大黒常是が長）。	運営を請け負った銭座人が事務や鑄造作業を分担。
鑄造材料	幕府からあずかった金（公儀吹元金）と金座が自ら調達した金。	幕府からあずかった銀（公儀灰吹銀）と銀座が自ら調達した銀（買灰吹銀）。	請負人が調達。
鑄造した貨幣の扱い	すべて幕府に納める。	幕府に納めるものと、自家営業。	原則として銭座が流通市場へ売却。
座の利益	鑄造高に応じた分一金。	鑄造高（公儀灰吹銀）に応じた分一銀と自家営業利益。	銭の売却代から経費と運上を引いた分。
幕府への支払い	請願によって冥加金を自発的に納める。	自家営業の利益から運上を納める。	鑄銭高の一部（10%前後が多い）を運上として納める。
長以外の職員の任命	役所役人は限定された家柄の嫡子による世襲。 座人は職位についての世襲はないが、任命されうる家柄は限定。	銀座役所の役職には座人の家柄の者のなかから就任する。	とくになし。
鑄造された貨幣の主な使われ方	商人、大名などに対する幕府の支払い。	商人、大名などに対する幕府の支払い。	一般庶民の日常の支払い。
改鑄の対象か否か			×
極印の有無			×

表1は、各座の組織、管理体制等を比較したものであるが、これをみると次の諸点が特徴として指摘できる。

開設された座の数は、金座、銀座は少なく、その数は限定的であった。一方銭座は数に定数や制限がなく、増減した。

各座とも、事業形態は町人による請負であったが、金座、銀座を請け負えたのは開設当初に任命された限られた者だけで、新たに請負を許可されることはなかった。さらに座の幹部である正規職員は職位の世襲制あるいは限られた家柄からの任命などであった。銭座は、銭貨の必要に応じて開設が認可された。そのため銭貨が不足している全国各地で開設され、銭貨の必要量を鑄造し終わると自動的に閉鎖されるという、一時的な組織であった。

組織内部の管理体制については、金座は内部の2組織に同様の作業を担当させ、不正がないように相互に相手を監視させたが、銀座、銭座では内部の組織はそれぞれ別の作業を担当していた。

鑄造した貨幣の扱いは、金貨についてはすべて幕府に納めることとされ、銀貨については、幕府から預かった銀をもとに鑄造された銀貨は幕府へ納め、銀座が独自に銀を入手して鑄造した銀貨は独自に販売した。一方、銭貨は鑄造材料も銭座が自ら調達し、鑄造した貨幣の扱いも原則として銭座がその裁量で独自に販売した。このように金貨、銀貨はいったん幕府に集中されるため市場への放出は幕府の支払いあるいは貸与のかたちをとって行われ、銭貨は銭座から直接市場に放出された。

貨幣そのものについてみると、金貨と銀貨には、貨幣であることを保証する責任者の極印が打たれているが、銭貨には鑄造地を示す文字が入っていることもあるが、極印は打たれていない。

こうしたことから、金座と銀座、なかでも金座については、座の数や職員の数を限定する、職員の雇用時に誓約書の提出を義務づけるなど幕府は厳しく管理していたことがわかる。これは徳川幕府の全国支配における経済基盤である金を管理し、金貨を鑄造していた組織だからである。幕府は素材価値の高い貴金属である金で経済基盤を固めようとし、多くの金山を幕府直轄にした。そして金を大きさ、品位などについて規格化した金貨のかたちにして、当時もっとも一般的に使用されていた銭との価値関係を確立したのである。このように金は幕府の経済を支える役割を担っていたため厳重な管理下におかれ、このため金座の管理も必然的に厳重であったのである<sup>11</sup>。

11 座が幕府の管理下におかれていった要因についてみると、このほか17世紀後半に金銀の産出量が減少したこと このため金座、銀座は幕府が供給する鑄造素材に頼らざるを得ず、その結果幕府の管理下に入っていった や、米が支払手段として一般的だった社会から徐々に金（かね）が主役となる社会へ変化していったことも挙げられるだろう。

しかしこのような幕府と金座の関係を違った点からみると、金座は貨幣の鑄造やその関連業務を独占的に行っているため、幕府と座の利害関係が一致するような政策 すなわち幕府には改鑄差益をもたらし、座には鑄造手数料をもたらす貨幣の改鑄 は比較的安易に行われることとなった。

また、銀貨は中世以来一貫して国際的な取引決済手段として広く用いられていたものであり、徳川政権にとってもこれを独占的に管理することの重要性は十分認識されていたものと考えられる。

金貨、銀貨に比べると銭についてはきわめて管理体制が緩やかであるとの印象をもつが、もともと貨幣の基本単位となっていた銭については、全国に必要とされる量が必要に応じて円滑に供給されることが貨幣経済の要ともなるわけで、こうした観点から必要に応じた弾力的な鑄造、発行体制をとってきたのではないかと考えられる。

## 6. 残された課題

---

江戸時代の三貨制度は、高い素材価値を持つ金を制度の中心に据えようとした制度であったと考えられる。その意味で、金座の管理体制が銀座、銭座に比べて厳格であったことが、金座の位置づけの重要性を示しているともみることができる。もっとも、銭は、ある意味では江戸時代の一般社会における基本通貨であったわけであり、貨幣経済の円滑な発展を促すという観点からは、需要に見合った銭の供給ということが、幕府に課された課題であったと考えることもできる。そうした観点に立って考えると、銭座の管理体制が金座に比べて緩やかに見えるのも理解できるように思われる。

こうした中であって、銀はその貨幣制度における位置づけの評価がきわめて難しいと思われる。国際決済手段として広く認められていた銀は、国内では丁銀の切り使いが禁止され、やがて金貨単位の計数貨幣化が施されて金貨の補助貨的な位置づけとなるが、これが幕末の開国に伴う大量の金貨の海外流出に繋がることになる。三貨制度における銀貨の位置づけについては、今後改めて検討する必要があると思われる。

金座、銀座、銭座という組織は、貨幣の鑄造機関であると同時に発行機関としての役割の一部を担っていたと考えられる。その意味では、現在の貨幣製造機関としての機能と発行機関である日本銀行の機能を部分的に担っていたと考えられる。もちろん、市中への貨幣の流通という点では、両替商の果たした役割が大きいし、幕府がこれらの上にあったことは言うまでもない。現代的な貨幣の流通の仕組みを考えた場合、江戸時代において、具体的にどのような機関がどのような役割を果たしていたのか、という問題は必ずしも明らかにはできておらず、今後の研究を待たなければならぬ。

また、江戸時代における貨幣全般について考える場合、金貨、銀貨、錢貨という正貨ばかりでなく、地方における藩札の発行、流通についても視野に入れる必要があると思われる。藩札は、基本的には幕府の許可を必要とし、いわゆる正貨を本源的貨幣として発行されたと考えられるが、これが幕府による正貨の調整にどのような影響を及ぼしたのかについては、解明されていない。資料としては数多く残されているが、その使用実態については必ずしも明らかとなっていない藩札の研究と、その藩札をも含めた徳川幕府の貨幣経済の全体像の研究は今後の大きな課題である。

## 参考文献

- 阿部謙二、『日本通貨経済史の研究』、紀伊国屋書店、1972年
- 伊東多三郎、『近世史の研究』、吉川弘文館、1984年
- 岩橋 勝、「江戸期貨幣制度のダイナミズム」、『金融研究』第17巻第3号、日本銀行金融研究所、1998年
- 大塚英樹、「江戸時代における改鑄の歴史とその評価」、『金融研究』第18巻第4号(本号)、日本銀行金融研究所、1999年
- 木村莊五、『徳川時代の金座(東京市史外編)』、東京市役所、1931年
- 小葉田 淳、『日本歴史新書 日本の貨幣』、至文堂、1958年  
、『日本鉱山史の研究』、岩波書店、1968年
- 鈴木俊三郎、『金座考』、財政経済学会、1923年
- 瀧澤武雄、『日本の貨幣の歴史』、吉川弘文館、1996年  
・西脇康編、『日本史小百科 貨幣』、東京堂出版、1999年
- 田谷博吉、『近世銀座の研究』、吉川弘文館、1963年
- 塚本豊次郎、『日本貨幣史』、財政経済学会、1923年  
、『改訂本邦通貨の事歴』、有明書房、1983年
- 西川裕一、「江戸期三貨制度の萌芽 中世から近世への貨幣経済の連続性」、『金融研究』第18巻第4号(本号)、日本銀行金融研究所、1999年
- 西脇 康、『講座 江戸期の金貨と金座』、書信館出版『収集』、1991-2年、  
、「大判座・金座の組織とその金貨」、『出土銭貨』、出土銭貨研究会、1998年
- 日本銀行調査局編、『図録 日本の貨幣』第3巻、東洋経済新報社、1974年
- 馬場 章、「小判は「銀貨」か? 近世貨幣史再考」、『お金の不思議』、国立歴史民俗博物館編、1998年
- 三上隆三、『円の誕生(増補版)』、東洋経済新報社、1989年  
、『江戸幕府・破産への道』、日本放送出版協会、1991年
- 安国良一、「貨幣の機能」岩波講座『日本通史』第12巻、岩波書店、1994年
- 山口和雄、『貨幣の語る日本の歴史』、そしえて、1979年
- 吉川光治、『徳川封建経済の貨幣的機構』、財団法人法政大学出版局、1991年